明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○全国消費実態調査規則の一部を改正する省令（総務一七）　一
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二三）　二
○家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一四）　三
〔告　示〕
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（総務八二）　四
○スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定める件（文部科学四〇）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働六二）　四
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件（同六三）　四
○職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針（同六四）　七
○平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（同六五）　八
○家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件の一部を改正する件（農林水産五二三）　三
○道路に関する件（関東地方整備局四一）　三
○道路に関する件（中部地方整備局三五、三六）　三
○道路に関する件（九州地方整備局三〇、三一）　三
○都市計画に関する件（北海道開発局三一～三四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国消費実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十四日

総務大臣　石田　真敏

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令

全国消費実態調査規則（昭和五十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
全国家計構造調査規則	全国消費実態調査規則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である全国家計構造統計を作成するための調査（以下「全国家計構造調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。	**第一条**　統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である全国消費実態統計を作成するための調査（以下「全国消費実態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。
（調査の目的）	（調査の目的）
第二条　全国家計構造調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。	**第二条**　全国消費実態調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。
（調査月）	（調査月）
第四条　全国家計構造調査は、直前の全国家計構造調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の九月、十月及び十一月の三月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二月間について行う。	**第四条**　全国消費実態調査は、直前の全国消費実態調査を行つた年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の九月、十月及び十一月の三月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二月間について行う。
（調査の種類）	（調査の種類）
第五条　全国家計構造調査は、甲調査及び乙調査とする。	**第五条**　全国消費実態調査は、甲調査及び乙調査とする。